

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十二号

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第四項中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第八十三条において同じ。）」に改め、同条第八項及び第十二項中「看護師」を「看護職員」に改める。

第八十三条第七項及び第九項中「看護師」を「看護職員」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。